

令和3年7月26日（月）より、海外渡航用の新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請を、各市町村において受け付けることとなりました。

つきましては、本証明書についての概要をまとめた資料をご紹介しますので、御協力をお願いいたします。

なお、本接種証明書はあくまで海外渡航用であり、渡航先の入国時に接種証明が利用できる場合に限って申請いただくよう、海外渡航の需要が高いと思われる業界にご案内している内容になります。

実際に事務を行う各市町村のHPにも情報が掲載される予定です。

【概要資料】

- ・海外渡航用の新型コロナワクチン接種証明書について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000807368.pdf>

上記 URL（ <https://www.mhlw.go.jp/content/000807368.pdf> ）の PDF について、以下の部分（1 ページ目および2 ページ目の青字下線部）にて

リンクを確認できないリンクを以下に記載させていただきます。

- ・1 ページ末尾：「水際対策に係る新たな措置について」のページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

- ・2 ページ※：外務省による海外在留邦人の一時帰国者を対象とした事業

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>

※ワクチン接種証明書が使用可能な国・地域の情報が以下の外務省ホームページにてまとめられております。

- ・海外渡航用の新型コロナワクチン接種証明書が使用可能な国・地域一覧(7月21日現在)
(外務省 HP)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/certificationlist.html>